

県北広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年5月22日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 一戸山形線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
久慈市山形町荷軽部第9地割39番308地先内	新	m 24.1～17.4	m 40.2
	旧	24.1～10.1	40.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成24年5月22日から同年6月22日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 281号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
久慈市山形町川井第7地割59番1地先内	新	m 40.8～30.1	m 59.8
	旧	34.9～30.1	59.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 平成24年5月22日から同年6月22日まで